

事業系廃棄物の

適正処理

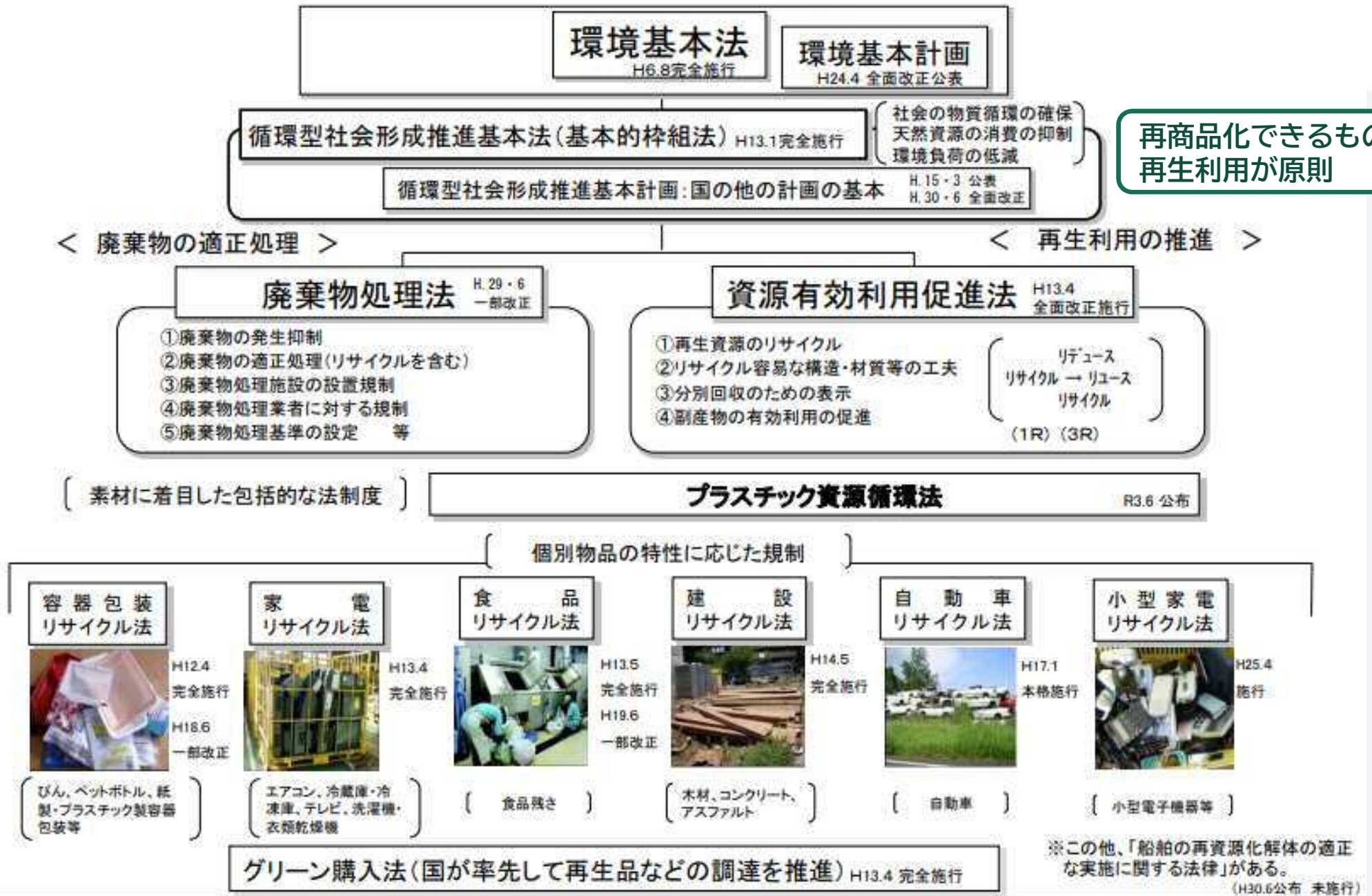
恵庭市 生活環境部

ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課

もくじ

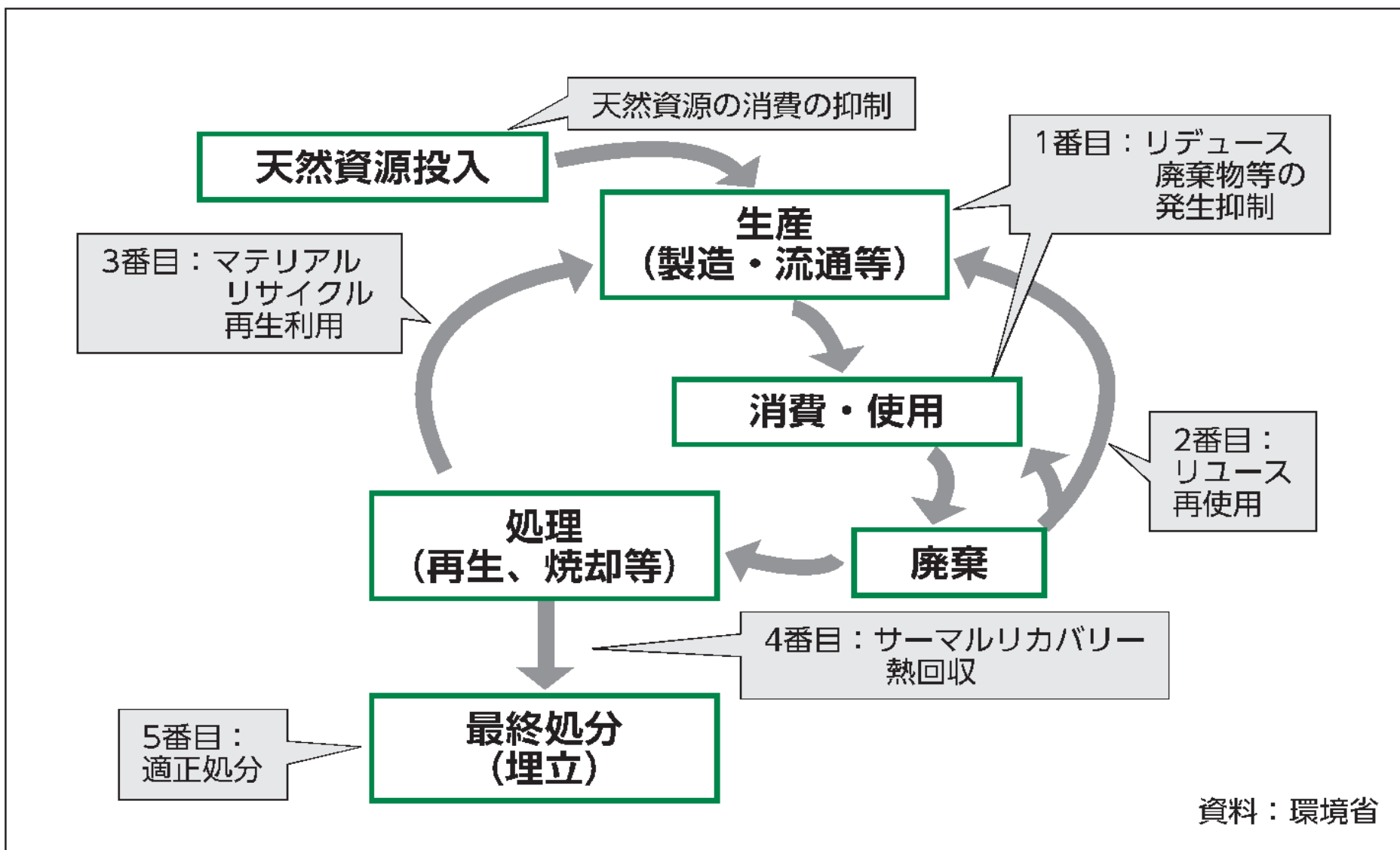
循環型社会を形成するための法体系	P 1
循環型社会形成のために	P 2
廃棄物処理の歴史	P 3
事業所から出る廃棄物の分類	P 4
産業廃棄物の排出事業者の責任とは	P 5
廃棄物を自社で運搬するときは	P 8
廃棄物の処理を委託するときは	P 9
産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書について	P 1 2
事業系廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの手引き	P 1 3
ごみ処理手数料支払いの仕組み	P 1 4
【参考資料】	
廃棄物とは	P 1 5
産業廃棄物に関する規制強化	P 1 6
事業活動に伴い排出される産業廃棄物 2 0 種類	P 1 7
産業廃棄物とは	P 1 8
恵庭市の施設で受け入れる主な産業廃棄物	P 2 0
近隣の民間処理施設	P 2 1

循環型社会を形成するための法体系



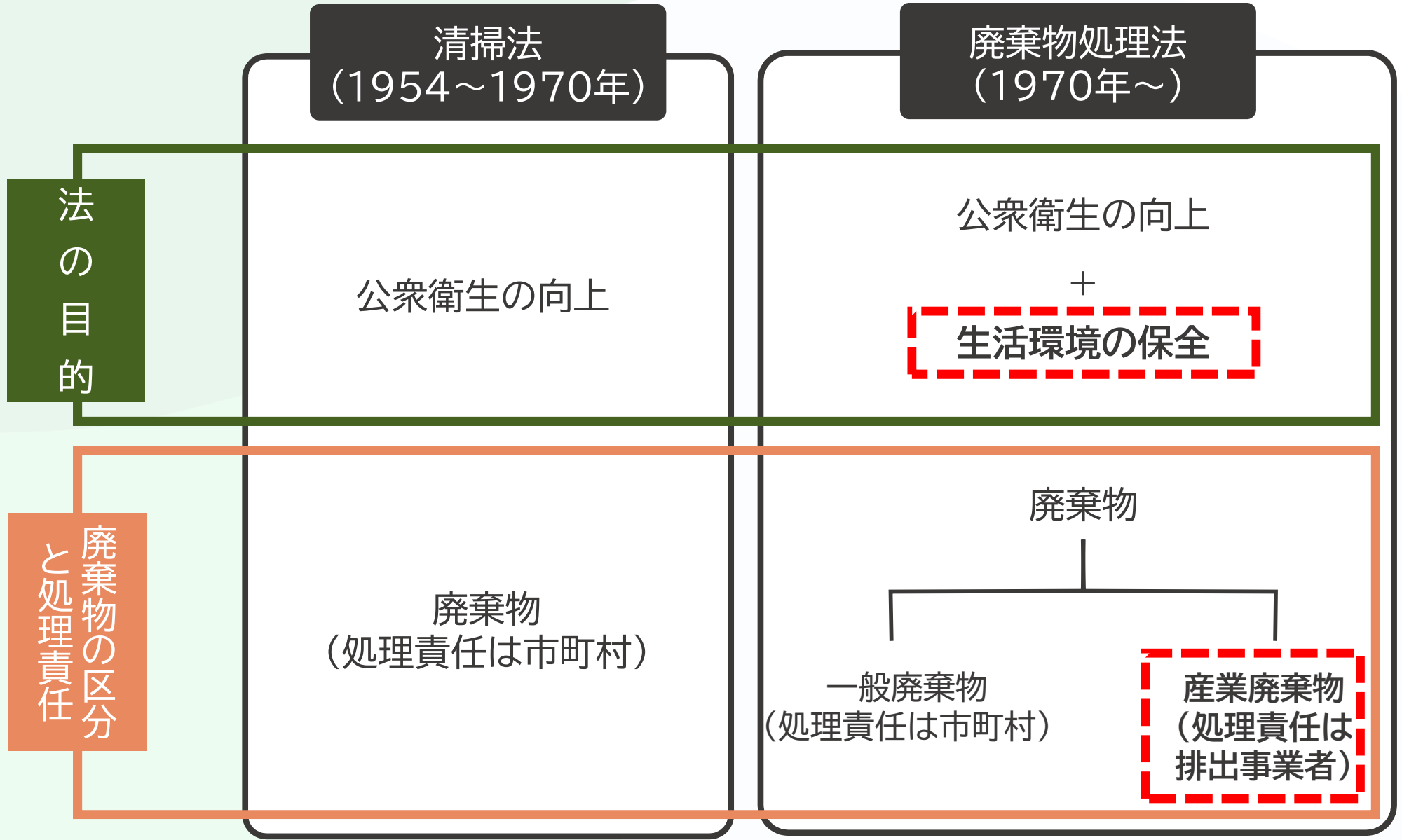
循環型社会形成のために

■ 循環型社会の姿



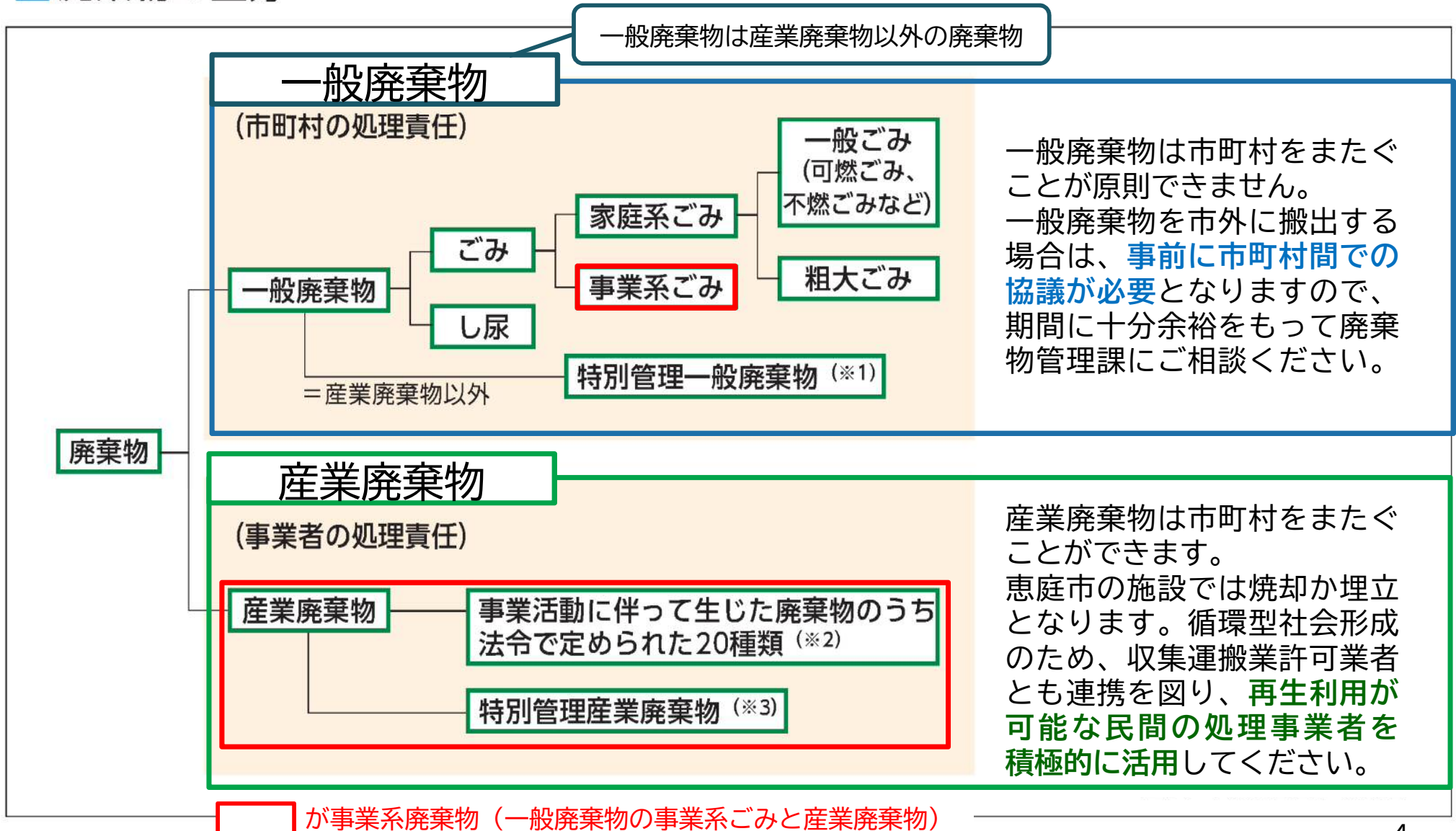
廃棄物処理の歴史

主な改正部分




事業所から出る廃棄物の分類

■ 廃棄物の区分



産業廃棄物の排出事業者の責任とは



処理業者まかせに
していませんか？

1 排出事業者には、自らの責任において
適正に処理する義務があります。

(法第3条)

- 「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と廃棄物処理法の第3条に定められています(排出事業者責任)。
- 廃棄物の処理を他人に委託することができますが、その場合も自治体が許可をした運搬業者に運搬を、同様に許可のある処分業者に処分を、それぞれ委託しなければなりません。
- 建設工事の場合は、発生する廃棄物の処理責任は元請にあり、排出事業者は元請業者となります。

産業廃棄物の排出事業者の責任とは

廃棄物を処理業者やリサイクル業者に渡したら、もう関係ないと思いませんか？



2 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託する場合は「委託基準」を守り、書面で契約書を交わさなければなりません。

(法第12条)

- 排出事業者は、廃棄物の運搬や処分を専門業者などに委託する場合は「委託基準」を守ることが必要です(p5参照)。委託する場合には、何よりも、その廃棄物について許可を受けている運搬業者及び処分業者と事前にそれぞれ委託契約書を取りかわすことが法律上必要です。
- また、廃棄物を保管する場合には、廃棄物が飛散したり流出したりして周囲の環境に悪影響を及ぼさないように「保管基準」を守ることが求められています。

「産業廃棄物を排出する事業者の方に（環境省）」抜粋

産業廃棄物の排出事業者の責任とは

Point **3** 排出事業者は、処理業者に委託しても、最終処分が完了するまで適正処理の責任があります。

排出事業者

- 処理業者と適切な内容で委託契約を結んでいなかった
- マニフェストの適切な交付・保存をしていなかった
- 許可を受けていない業者に廃棄物処理を委託した

(業者の許可期限切れ、委託した産業廃棄物の種類の許可がなかったなどを含む)

委託基準違反
マニフェスト交付義務違反等

- 著しく安い処理料金で業者に委託した
- 委託した業者が不法投棄や過剰保管していると噂を聞いたが、処理委託を続けた
- 返ってきたマニフェストの内容を確認しなかった
- マニフェストが返ってこなかったが、気がつかなかった

注意義務違反*

もしも、委託先の処理業者が不法投棄をしたら

懲役刑
罰金刑



三年以下懲役
若しくは
三百万円以下罰金

六月以下懲役
若しくは
五十万円以下罰金

五年以下懲役
若しくは
千万円以下罰金

措置命令

委託した事業者の責任として、自治体より産業廃棄物の撤去命令（撤去費用の負担など）が出されることがあります。

命令違反

五年以下懲役
若しくは
千万円以下罰金

廃棄物を自社で運搬するときは

- 収集運搬にあたって、産業廃棄物の飛散、流出や悪臭、騒音、振動によって周辺住民に迷惑を及ぼすことがないようにしなければなりません。
- 運搬車、運搬容器等は産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものにしなければなりません。
- 運搬車は、車体の両側面に産業廃棄物収集運搬車であることを表示し、定められた書面を備えつけなければなりません。

車両の両側面に産業廃棄物収集運搬車両であること、排出事業者名を定められた方法で表示する



(みほん)

5cm 以上
産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
3cm 以上

表示の注意点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

運転中、次の事項を記載した書類を常時携帯する

(みほん)



廃棄物の処理を委託するときは

許可のない者に処理を委託してはいけません。

(法第12条第3項、第4項)

委託業者の選定は、適正処理の要です。廃棄物の種類・量・性状及びこれらの荷姿に適した処理方法についてあらかじめ検討を行ったうえで、「優良産廃処理業者認定制度」(p6参照)に基づく公表情報等をもとにするなど、業者の持っている許可の種類や内容 (p6参照)、技術的能力、最終処分までの処理工程、環境への配慮などを十分に吟味して行います。

収集運搬業者を選定する場合

- 排出場所と運搬先両方の都道府県知事(政令市長)の許可を得ていることが必要です。

処分業者を選定する場合

- 自社が排出する廃棄物を適切に処理できる許可をもった施設かどうかを現地に出向いて確認し、記録することも重要です。

「産業廃棄物を排出する事業者の方に(環境省)」抜粋

廃棄物の処理を委託するときは

産業廃棄物の収集運搬業許可権限は北海道

一般廃棄物の収集運搬業許可権限は市町村

恵庭市が許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者

- (株)恵庭クリーンサービス ☎32-1122 (北柏木町 3-169-4)
- (社)恵庭市シルバー人材センター ☎34-0311 (桜町 3-8-18)
- (有)恵庭清掃社 ☎34-5288 (戸磯 76-31)
- 嘉屋興業(株) ☎33-5069 (白樺町 1-18-5)
- (有)荷興物流 ☎33-5525 (北柏木町 2-6-13)
- (有)野田容器 ☎33-3570 (戸磯 76-23)
- 北海道建設サービス(株) ☎32-0358 (黄金中央 2-3-10)
- リサイクルファクトリー(株) ☎32-5440 (柏陽町 4-11-10)

廃棄物の処理を委託するときは

委託契約書を締結しなければなりません。

(令第6条の2)

- 契約は、排出事業者と収集運搬業者、および排出事業者と処分業者というように、直接に2者間で行います(2者契約の原則)。
- 契約書には、処理業者の許可証のコピーを必ず添付し、業務が終了した日から5年間は保管しなければなりません。



排出事業者と恵庭市が直接契約が必要

「産業廃棄物を排出する事業者の方に（環境省）」抜粋・加工

事業系廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの手引き



事業系廃棄物の適正処理と 減量・リサイクルの手引き (令和5年度版)

【目次】

1. 一般廃棄物と産業廃棄物について	1
事業所から出る廃棄物の分類	1
産業廃棄物の種類と分別について	2
2. 恵庭市における事業系廃棄物の処理方法	4
はじめに	4
恵庭市との契約の締結	4
各ごみ処理施設共通の受入れ条件	4
【ごみ処理場(最終処分場)】	5
【焼却施設】	5
【生ごみ・し尿処理場】	6
【リサイクルセンター】	6
ごみ処理施設の位置図	7
ごみ処理施設への搬入方法	8
一般廃棄物収集運搬許可業者・産業廃棄物収集運搬許可業者	8
口座振替手続き	8
産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度	9
3. 民間の処理施設(一例)	10
4. 禁止事項	11
5. 事業系廃棄物分別早見表	12

手引きは契約締結後にお渡ししていますが、
恵庭市ホームページでもダウンロードすることができます。



ごみ処理手数料支払いの仕組み

排出事業者

収集運搬業許可業者

恵庭市の処理施設



<収集運搬業許可業者へごみの処分を依頼している事業者様へ>
市のごみ処理手数料が改定となれば許可業者からの請求額も変わることがあります。

全 物 質

廃 棄 物

有 価 物

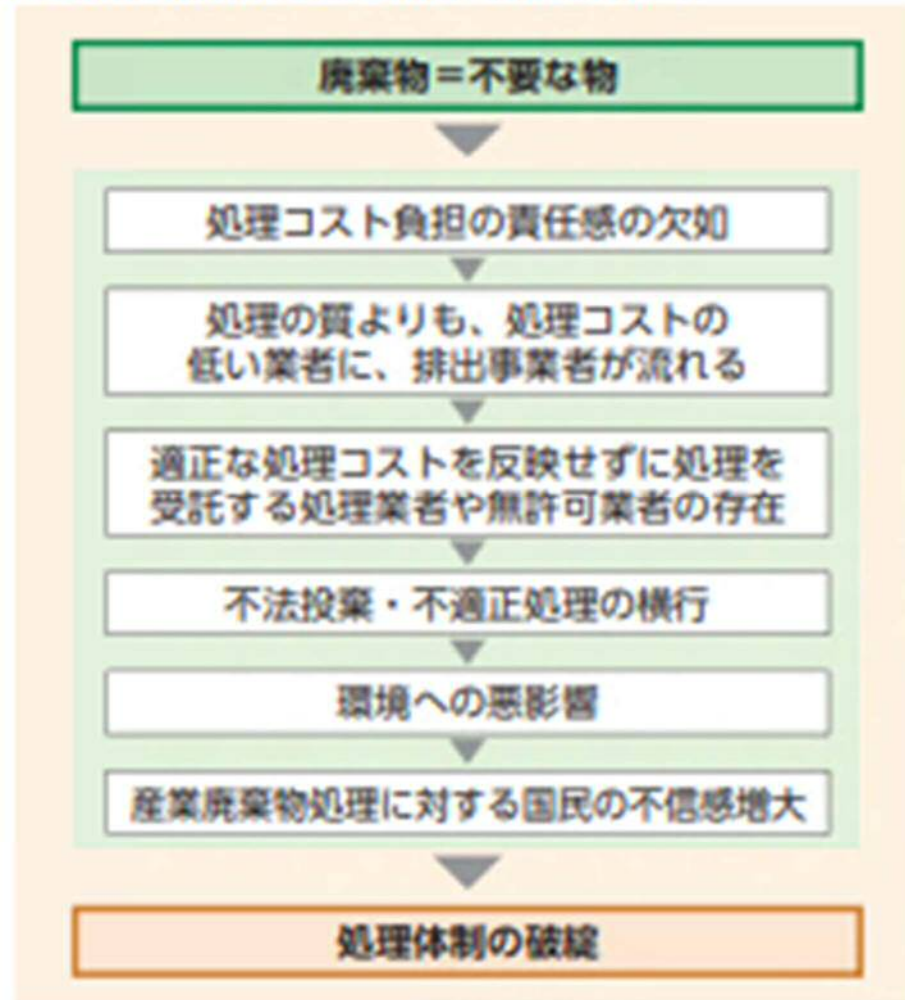
一 般 廃 棄 物

古紙・くず鉄
空き瓶・古繊維

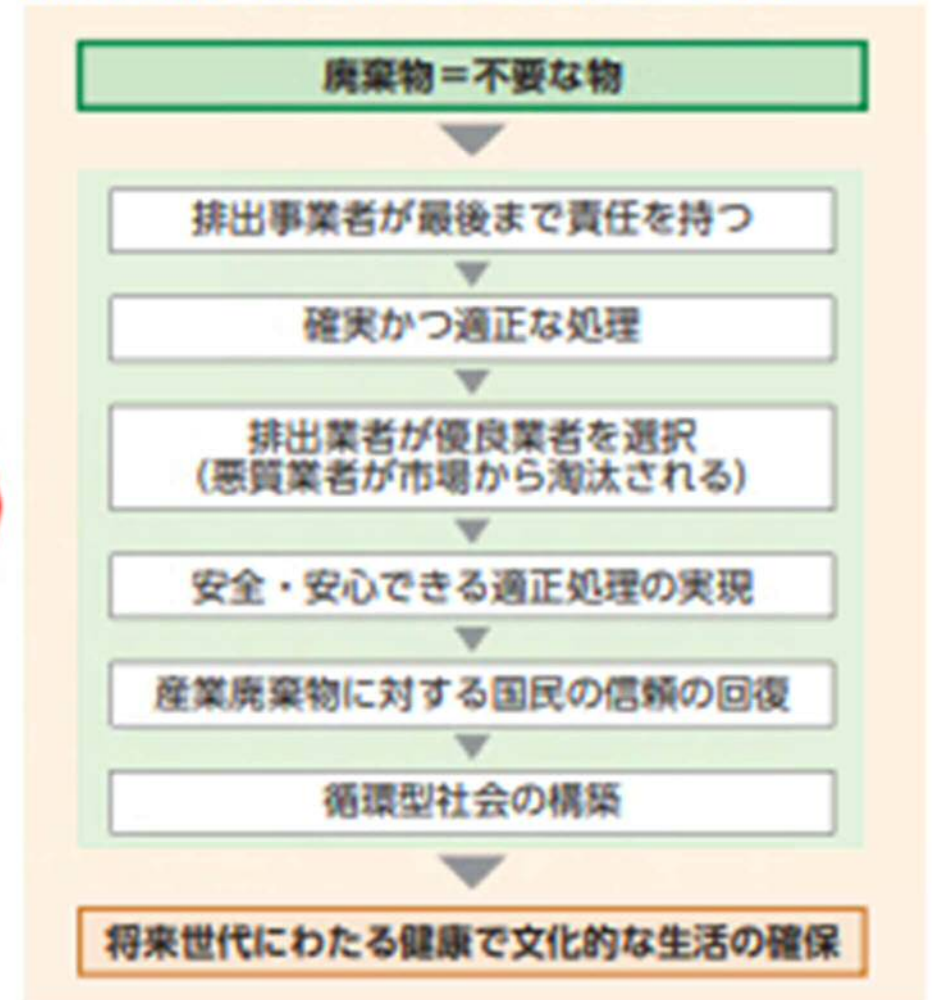
専ら物

産 業 廃 棄 物

産業廃棄物処理の構造的な問題



排出事業者責任に基づくあるべき姿



業種関係なく産業廃棄物

- ① 燃え殻
- ② 汚泥
- ③ 廃油
- ④ 廃酸
- ⑤ 廃アルカリ
- ⑥ 廃プラスチック
- ⑦ ゴムくず
- ⑧ 金属くず
- ⑨ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
- ⑩ 鋳さい
- ⑪ がれき類
- ⑫ ばいじん
- ⑬-① 木くず

業種指定があり、ものにより産業廃棄物

- ⑬-② 木くず
- ⑭ 紙くず
- ⑮ 繊維くず
- ⑯ 動植物性固形物
- ⑰ 動植物性残渣
- ⑱ 動物のふん尿
- ⑲ 動物の死体

①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので
①～⑱に該当しないもの

- ⑳ 汚泥のコンクリート固形化物など

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす
	②汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	③廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など鉱物性、動植物性を問わず、すべての廃油
	④廃酸	廃写真定着液など、有機性、無機性を問わず、全ての酸性廃油
	⑤廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など有機性、無機性を問わず全てのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形液状を問わず、すべての合成高分子系化合物（合成ゴム含む）
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック）
	⑧金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属の研磨くず、切削くず
	⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど
	⑩鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	⑪がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	⑫ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
	⑬ ^{-①} 木くず	貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材含む）

区分	種類	具体的な例
※排出する業種が指定されているもの	⑬ ^{-②} 木くず	以下の業種からの木くず、おがくず、バーク類等に限る。 建築業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 注：これ以外の業種から発生する不要な木材家具などは、事業系一般廃棄物
	⑭紙くず	以下の業種からの紙くずに限る。 建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、および印刷物加工業
	⑮繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くずに限る。 建築業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 注：これ以外の業種から発生する不要な衣類やウエスなどは、事業系一般廃棄物
	⑯動植物固形物	と畜場で解体等をした獣畜、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	⑰動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る不要物 魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど
	⑱動物のふん尿	畜産農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	⑲動物の死体	畜産農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
⑳汚泥のコンクリート固形化物など	①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので①～⑱に該当しないもの	

※指定業種に該当しない業種から排出される⑬^{-②}～⑱は事業系一般廃棄物

全ての業種共通

種類	条件	行き先
⑥廃プラスチック	40cm角未満	焼却施設（中島松）
	上記以上	ごみ処理場（盤尻）
⑧金属くず		ごみ処理場（盤尻）
⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		ごみ処理場（盤尻）
⑩がれき類		ごみ処理場（盤尻）

建設業等（食料品製造業等は一般廃棄物）

種類	条件	行き先
⑬-⑭木くず ⑭紙くず ⑮繊維くず	40cm角未満	焼却施設（中島松）
	上記以上	ごみ処理場（盤尻）

種類	収集運搬業者	処分業者
②汚泥	北清商事(株) 北海道衛生工業 (有)道央浄化工業 空知興産 ヴィクレオ	角山開発(株)
③廃油	(株)札幌油脂 早来工営(株) トマウエーブ マルセン油脂 北海道クリーンシステム リプロワーク	(株)札幌油脂
⑥廃プラスチック	北清商事(株) エアウォーター物流 サニックス JX金属苫小牧ケミカル 三世産業 日鉄セメント(株) 早来工営(株) 北海道サニックス環境 空知環境総合	角山開発(株) サニックス環境 (株)鈴木商会 (有)丸正北海総業 リサイクルファクトリー
⑦ゴムくず	(株)アールアンドイー 国分商会	
⑧金属くず	(株)エコロジーシステム 北清商事(株) エアウォーター物流	(株)マテック (株)鈴木商会 角山開発(株) リサイクルファクトリー(株)
⑨ガラスくず	北清商事(株)	角山開発(株) (有)丸正北海総業
⑰動植物性残渣	北海道衛生工業	

クリーン産業（株） 恵庭市盤尻 49-1（処理場） TEL：0123-34-1259（本社）

- 木くず(廃材)・剪定枝(木)
- 刈草
- 石膏ボード
- がれき類(コンクリート、ブロック、レンガ等) など

恵庭マテリアル（株） 恵庭市戸磯 345-10 TEL：0123-34-3399

- ダンボール
- 新聞・チラシ
- 雑紙類
- 金属くず

金本商店 恵庭市恵南 24-388 TEL：0123-33-6021

- 金属くず

野村興産（株） 札幌営業所 TEL：011-210-5922

- 廃電池(乾電池・ボタン電池・充電電池・リチウムイオン電池)
- 蛍光管・LED

(有) ムゲン恵庭営業所 恵庭市桜森 3-6 TEL:0123-32-2695

- テレビ
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機
- エアコン

パソコン 3R 推進協会 TEL：03-5282-7685

- パソコン
- パソコンモニター

リサイクルファクトリー（株） 千歳市中央 690-1 TEL：0123-29-2030

- すきとり物

※詳細は「事業系廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの手引き(R5年度版)P10をご覧ください。